

いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会

ほうじん本郷

税務ニュース

No. 457

平成26年7月号

<http://www.hongohojin.or.jp/>

【目次】

総会特集——2～3

法人会の活動——4～6

税務署だより——7

本郷の昔——8～9

都税事務所だより——10

事務局だより——11

本郷税務署定期異動報告を同封しておりますのでご覧ください。



日本料理 一二三庵「日本料理」

千駄木の昭和の風情漂う一軒家で、丹精込めた日本料理を。
1日2組限定で、極上の会席料理を提供している。

◆
文京区千駄木4-2-18
☎03-5832-8677

●営業時間／12:00～15:00、18:00～23:00
(最終入店20:00要予約)
●定休日／不定休



厳選洋食 さくらい「洋食」

シンプルで粋な空間で味わうこだわりの洋食。
オムライス、タンシチューなど味わい深い。前菜や酒も充実。

◆
文京区湯島3-40-7 カスタムビル7・8F
☎03-3836-9357

●営業時間／月・金11:30～15:00、17:30～22:45
●土 11:30～22:45、日・祝 11:30～21:45
●休店日／無休

イラスト／ふるさと画家:上野啓太

引用／「食の文京ブランド100選 おいしゅうございまっぷ」より

※「食の文京ブランド100選」とは、区内商工団体が中心となって食生活ジャーナリストの岸朝子氏を委員長に「食の文京ブランド選考委員会」を設置。
文京区内の優良な飲食店やお土産品店100店を推奨し、区内の地域活性化を図ることを目的としている。

第3回通常総会を開催 平成25年度決算報告を承認

第3回通常総会が6月10日(火)、午後3時30分より東京ガーデンパレス「高千穂の間」で開催された。総会は五十嵐正樹総務委員長の司会で始まり、まず、物故会員並びに役員に対して黙祷を捧げた後、定数報告がされ本総会が有効に成立する旨を報告した。引き続き、利根川会長が「昨年、私はこの場で2つのお約束を致しました。1つは財政の健全化1つは世代交代の準備を進めること。この目標は皆様のご協力ですべて近づいて参りました。

また、昨年の会員増強運動の結果、本郷の組織率は30.8%という数字で東法連の35.9%と比べると厳しい数字となりますが、今年も「数は力なり」会費収入にも繋がってきますので、皆様のご協力で賛助会員を100社目標に進めて行きたいと思っております」と挨拶をした。

続いて、会員増強功労者感謝状贈呈式が行われた後、議長を定款により利根川会長を選出。議事録署名人を選出し議事に入った。第1号議案「決算報告承認の件」が熊谷昌之財務委員長から詳細に亘り説明がされた後、議長が賛否を採決した結果反対意見はなく承認された。続いて、報告事項として「収支予算」について熊谷財務委員長が「事業報告・事業計画(案)」について大見和男副会長がそれぞれ詳細に説明した。また、来賓祝辞として山本克己署長より「女性部会並びに青年部会の皆様を中心に、所得税等確定申告の早期提出・期限内納付とe-Taxの利用に向けた広報活動を実施して頂き、また、租税教室や税に関する絵はがきコンクールなども開催頂くなど税に関する活動や地域社会貢献の実施などに感謝申し上げます」と挨拶を述べた。



本郷法人会会長
利根川 政明 氏



本郷税務署長
山本 克己 氏

平成25年度 事業報告

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

活動の概況

25事業年度は、富永副会長のご逝去を始め、役員各位の体調不良等が多く重なり、健康の大切さについて再認識させられた1年でした。

さて、本年は公益社団法人への移行2年目であり新公益法人制度の下、法人会の制度の根幹をなす「法人自治」及び「自己責任」の原則に基づき、活動の充実に努め、事業の実施にあたっては、法人会の原点である「税」に関する活動に力点を置きながら、地域社会への貢献活動等、公益事業を積極的に推進いたしました。

その中で特筆すべき事項は次のとおりです。

1.6月9日～10日に女性部会が「福島復興支援バス視察研修会」を企画し、福島県富岡町民の仮設住宅やおだがいさまセンターなどを視察し、改めて震災後に被災者のおかれている困難な状況を確認いたしました。

2.小学校6年生を対象とした租税教育活動は青年部会を中心に毎年工夫を加え、新たな教材や、指導方法を展開しております。6月26日には公開授業として駕籠町小学校で児童だけではなく父兄に対しても“法人会の租税教室”を広報いたしました。

また、女性部会では租税教育活動における基幹事業の1つとして、昨年度より「国税庁」の後援を得て「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、小学校5年生・6年生の児童に対し「税」に関心を持つこと、理解することの大切さを説明し、参加校を拡大しております。

なお、「文京シビックセンター区民ひろば」に、入選作品と共に全作品を展示いたしました。

3.青年部会は、9月6日に婚活事業2回目となる「趣味友フェスタ」を文京シビックセンタースカイホールで開催いたしました。当初は参加人数が足りず苦慮いたしましたが、青年部会を始め多くの方々のご協力で、最終的には大変な盛り上がりを見せ大成功に終わりました。

4. 源泉部会は、10月24日、地域貢献講座の一環として10月講演会を開催し、(株)医学書院 代表取締役 金原 優 様より「本郷の医学専門出版社」についてご講演を頂き、会場がほぼ満席の状態になりました。源泉部会ではこの他、改正労働法などタイムリーなセミナーを7月に行いました。

5. 会員増強活動に関しては、役員一人1社運動をスローガに推進して参りましたが、例年にも増した経済環境の厳しさが続き、会員の減少に歯止めがかかりませんでした。

また、3月11日に本年度入会の新会員を対象に税務研修会並びに名刺交換会を開催し、大変盛況な会合となりましたので、今後も会員のお役に立てる事業を開催して参りたいと思います。

6. 定例の研修会、地域貢献事業、委員会、支部活動につきましては、概ね例年のとおり実施されましたが、公益社団法人3年目を迎え、より一層の活動を展開する所存です。

※ 会議並びに研修会、説明会、講演会等については「附属明細書」に記載いたしました。

貸借対照表 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

(単位:円)			
科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	8,879,209	402,843	8,476,366
退職給付積立金	0	20,753,380	-20,753,380
未収金	0	150,000	-150,000
流動資産合計	8,879,209	21,306,223	-12,427,014
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産	5,000,000	5,000,000	0
基本財産合計	5,000,000	5,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	16,651,730	0	16,651,730
社会貢献活動引当資産	6,500,000	6,500,000	0
周年行事引当資産	4,000,000	4,000,000	0
特定資産合計	27,151,730	10,500,000	16,651,730
(3) その他固定資産			
什器備品	4	4	0
電話加入権	115,000	115,000	0
敷金・保証金	480,400	480,400	0
その他固定資産合計	595,404	595,404	0
固定資産合計	32,747,134	16,095,404	16,651,730
資産合計	41,626,343	37,401,627	4,224,716
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	223,303	361,444	-138,141
法人税等引当金	70,000	70,000	0
流動負債合計	293,303	431,444	-138,141
2. 固定負債			
退職給付引当金	16,651,730	20,753,380	-4,101,650
固定負債合計	16,651,730	20,753,380	-4,101,650
負債合計	16,945,033	21,184,824	-4,239,791
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産			
(1) 代替基金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	24,681,310	16,216,803	8,464,507
一般正味財産合計	24,681,310	16,216,803	8,464,507
(うち特定資産への充当額)	(10,500,000)	(10,500,000)	(0)
正味財産合計	24,681,310	16,216,803	8,464,507
負債及び正味財産合計	41,626,343	37,401,627	4,224,716

◎紙面の都合上、決算報告書など全ては掲載できませんので、当会ホームページの情報公開をご覧ください。

<http://www.hongohojin.or.jp/>

第9回 法人会全国女性フォーラム「香川大会」

女性の優しさは、空を超え、海を渡る

～輝く子どもたちの未来と、地域社会の発展のために～

女性部会長 山中 一江

4月10日(木)、第9回法人会全国女性フォーラム香川大会が瀬戸内海を臨むサンポートホール高松で開催されました。全国から約1600名の女性部会員が集結。当会からは4名が参加しました。

第1部 香川発祥の少林寺拳法総裁を務める宗 由貴さんが「しなやかな人間力」をテーマに講演くださいました。宗さんのSP（スーパーポジティブ）な思考は複雑な社会環境の中で必要な感覚であり、人の心に寄り添った居場所作りを推進する宗さんの熱意には時代を牽引する明るく強い女性像を見た気がしました。

第2部 式典に於いては スローガンを全員で唱和し、その声は会場に大きく響き渡りました。内容は勿論のことですが、数の重なり的重要性を感じました。

第3部 懇親会は全国の方言が飛び交い、終始賑やかに楽しくパワー溢れる場となりました。「金毘羅ふねふね…」等ご当地の踊りも披露されました。会場を練り歩く踊り手の間に入って参加者が仲良く踊り始め、その列はどんどん長くなっていきました。人の輪が繋がっていく様子は女性フォーラムを象徴しているようでとても感動的でした。



▲大会会場の様子



▲岡田 則之 国税庁 課税部長



▲公益財団法人 全国法人会総連合 女性部会
連絡協議会 政所 正枝会長



▲記念講演をする少林寺拳法グループ 総裁 宗 由貴氏
テーマ「しなやかな人間力」



▲村松 高男 高松国税局長



▲公益財団法人 全国法人会総連合 池田 弘一会長



▲懇親会場でのアトラクション



▲左より 野原由美子、川浦文子、松沼 智性子、岡内多恵子 山中一江の各氏

青年部会・女性部会第3回活動報告会が開催される 湯島天満宮宮司 押見 守康 氏による特別講演会

青年部会(佐藤潤一部会長)と女性部会(山中一江部会長)の活動報告会が4月23日(水)、午後3時からと午後3時30分から湯島天満宮「参集殿」に於いてそれぞれ開催された。まず、開会のことばに続いて、定数報告がされた後、佐藤部会長が「入り口は広く出口は狭く、これからも自己研鑽を重ねていくつもりです」とあいさつをした。また、山中部会長は「昨年は7名の新入部会員が増え新しい風を入れてくれるものと期待しています」とあいさつをした。その後、第1号議案から第4号議案までを慎重審議した結果、いずれも承認可決された。また、女性部会では第5号議案として平山義子幹事から提出された辞任届について、受理することとした。議事終了後、休憩を挟んで押見守康宮司による特別講演会が催され、「伝えたい和の文化と心」について、次の若い世代に伝えていく日本の伝統や文化について話された。



▲講演をする湯島天満宮宮司 押見 守康氏



▲あいさつを述べる佐藤潤一部会長(左)と山中一江部会長(右)

ゼロから始める簿記入門講座が開講 試算表の作成から決算までを学ぶ

地域連携講座 PART1 として「ゼロから始める簿記入門講座」が文京学院大学との共催で6月3日(火)、午後7時より同、生涯学習センターに於いて全4回シリーズで開講した。講師は税理士で文京学院大学講師の柴野宏行先生。この講座は数字の苦手な方向けに基本的なルールを分かり易く説明する講座で最終回に修了証書を交付される。



▲講師の柴野 宏行先生が分かり易く説明

第1回理事会が開催される 平成25年度事業報告・決算報告が承認される

第1回理事会が5月8日(木)、午後5時から湯島天満宮「参集殿」に於いて開催された。理事会は五十嵐正樹総務委員長の司会で始まり、定数報告に続き定款に基づき議長に利根川政明会長と議事録署名人を選出し議事に入った。第1号議案「第3回通常総会次第(案)」、第2号議案「平成25年度事業報告及び決算報告承認の件」、第3号議案「公益社団法人 本郷法人会 会計処理規程(案)承認の件」、第4号議案「本郷法人会の組織及び運営に関する細則の改正(案)承認の件」、第5号議案「企業の税務コンプライアンス向上のための推進施策について」、第6号議案「業務執行理事の職務執行状況について」各議案について慎重審議した結果、すべて承認された。



▲審議をする理事の方々

第38回わんぱく相撲文京区大会で租税教育活動

第38回わんぱく相撲文京区大会が晴天に恵まれ絶好の大会日和となった。5月11日(日)午後1時より文京区「教育の森公園」で開催された。当日は、当会青年部会と小石川法人会青年部会合同で税金に対する理解を深めもらおうと、租税教育のブースを用意し、税金クイズ・ストラックアウトを楽しんでもらったり、税金に関する貯金箱や下敷き、花の種やポップコーンなどを差し上げた。

当ブースにはわんぱく相撲出場選手のほか、その兄弟や見学者など200名以上の参加者が訪れた。



▲小石川法人会青年部会との合同ブース



▲小石川法人会青年部会の方々との記念撮影



▲税金クイズやストラックアウトなどを参加者に楽しんでもらった。

退職所得の源泉徴収事務を学ぶ 第1回源泉基礎講座

第1回源泉基礎講座が4月18日(金)、午後2時より本郷税務署大会議室で開催され、講師の源泉部門の藤原調査官が退職所得の源泉徴収事務について退職所得の意義や範囲、退職所得の収入すべき時期、源泉徴収や退職所得の控除額の計算などが説明された後、計算問題と解答・解説が行われた。



▲講師の本郷税務署 法人課税第二部門 藤原調査官が分かり易く解説した。



e-Taxソフト(S P【スマートフォン】版)サービス開始!

対象機能 手続

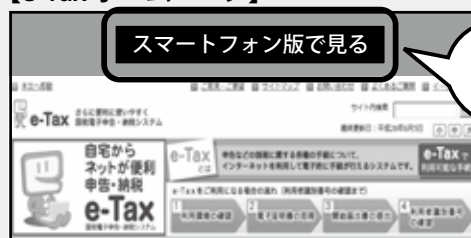
- ① e-Tax ホームページ (スマートフォン等専用) の閲覧
- ② 利用者情報の登録・確認・変更
- ③ 納税
(納税情報登録依頼、ダイレクト納付、インターネットバンキングへのリンク)
- ④ メッセージボックスの確認
- ⑤ 還付金処理状況の確認

スマホから
手軽にスマート
e-Tax

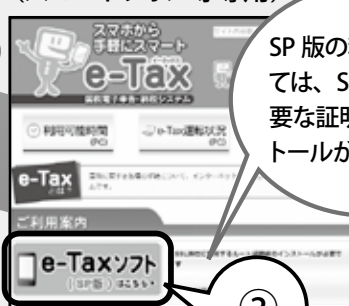
SPとは、【Smart Phone】の略称です。

利用手順

【e-Tax ホームページ】



【e-Tax ホームページ】 (スマートフォン等専用)



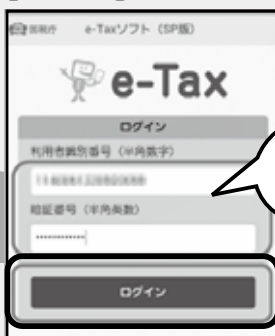
SP版の利用に当たっては、SSL通信に必要な証明書のインストールが必要です。

【メインメニュー】



納税メニューを使う場合は、利用者情報の登録が必要です。

【ログイン】



利用可能時間はe-Taxの利用可能時間と同様です。

推奨環境

端末	OS	バージョン	ブラウザ
Android	Android	Android 4以降	Android Browser
iPhone	i OS	i OS6以降	i OS Safari

※標準ブラウザ(スマートフォン等に初期搭載されているブラウザ)以外では、正常に動作しない場合があります。

e-Taxに関する情報はe-Tax ホームページへ
e-Taxの操作に関するお問い合わせはe-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ
税に関する情報は国税庁ホームページへ

www.e-tax.nta.go.jp
電話番号 0570-01-5901
www.nta.go.jp

本郷の昔

In the old days HONGO

金助町にあった「小杉メリヤス」をご存じの方はいらっしゃいませんか？

本郷三丁目(昭和40年4月1日施行)

湯島六丁目

町名の由来は、湯島地区概説(115頁)、湯島一丁目(旧)の項参照(117頁)。

明治五年(一八七二)に付近の武家地を合併した【府志料・府誌】。

昭和九年(一九三四)、一部は二丁目の内になる【沿革】。

金助町

元和四年(一六一八)、幕府御小人頭牧野金助が本郷村に拝領した地で、後に牧野家分(四六二坪余)以外の土地は上地となった。寛永十三年(一六三六)、上地分は小人の大縄地となり、元禄九年(一六九六)、町家を開いた。牧野金助の拝領地であったため、金助町と称した【備考】。

明治五年(一八七二)、先手組屋敷を合併した【府誌】。

御小人とは、目付の下に属し、使い走りの用をした。

春木町一丁目

昔は本郷村の内であったが、元和二年(一六一六)、徳川家康の死去により駿府から引き上げた御中間、御駕籠方が大縄地として拝領し、その後元禄九年(一六九六)、町家を開き、町奉行支配となった【備考】。

武家屋敷となる前に、霊験が評判の伊勢の御師春木太夫がここに旅宿していた跡なので、その名をとり本郷春木町とした【備考】。御師は祈祷を掌る神職で、伊勢の御師は多く太夫と呼んだ。

春木町一丁目と金助町にまたがった場所に、明治六年(一八七三)、本郷の地主奥田氏が劇場・奥田座を開設、同八年(一八七五)頃に春木座と改称した。同十四、五年(一八八一～八二)頃には九代目市川團十郎と五代目尾上菊五郎とが出演して活況となり、同三十五年(一九〇二)には本郷座と改めた。その頃から新派の川上音二郎一派がハムレットを上演し、新派全盛の原動力となった。昭和五年(一九三〇)、松竹の映画館となったが、戦災で焼失し廃業した。

春木町二丁目

町名の由来は、春木町一丁目と同じ(102頁)。明治五年(一八七二)に旧旗本近藤登之助の屋敷跡を従来の町地に併せた【府誌】。

近藤家の屋敷は、今の本郷中央教会のあたりにあり、その門を隔てて向側が加賀藩前田家の長屋であった。ある時帰郷の際、加州長屋から捨てた水が行列の先頭にかかった。行列は直ちに前田家に乗り込み談判を始めた。

前田家でも大いに驚き、応接に手間どらせ、長屋の窓を裏から板でかこい、窓から水を捨てた事実はないと弁じた。

それから窓のあかない長屋になった【「小林好愛談」として『本郷区史』にあり】。

梅の側春木町とはおもしろし

(梅鉢は前田家の家紋)(柳多留)

春木町三丁目

町名の由来は、春木町一丁目と同じ(102頁)。御中間等の拝領屋敷があった。【備考】。

明治五年(一八七二)に付近の武家地を合併した【府誌】。

里俗に麟祥院門前を天沢寺前とあった【案内】。天沢寺とは麟祥院の旧号である。

先日、山本本郷税務署署長から、「うちの家内のおばあさんが金助町出身だったと分かったのですよ。昭和3年ぐらいに深川に嫁いだそうです。実家は小杉(メリヤス)という商店で、今は金助町には無いようですが、どうなったか手がかりはないですかねえ。」とのお話があった。

私も5歳まで金助町に住んでおり、法人会でも金助町の方は多いので簡単にわかるかと思っていたが、調べ出すと大苦戦。「10年くらい前なら母が元気でわかったのにねえ」とか、「戦後に越してきたからねえ」とかで全く情報がない。

途方に暮れているところに、星野さんのおかげで、昭和26年の金助町住宅地図(別掲)が見つかった。しかし知り合いの名はあってもどこにも小杉(メリヤス)の名はない。空襲で廃業が移転されたのだろうか、などと悩んでいると思いがけない事が分かった。

私の住んでいる板橋区西台のマンションの知り合いの高橋さんが、金助町の高橋薬局の二男だったのだ。高橋薬局は江戸時代に加賀藩の御殿医として上京し今日まで薬局として続けている由緒ある名家だ。高橋さんはもうすぐ80歳だが大変お元気で、お兄様含めあちこち聞いてくださったが情報はない。



奥様の、「お嫁に来たころにお母さんの町会の婦人部の資料整理で戦前の書類に、確か小杉(メリヤス)という漢字があって書くのに大変だったのを覚えているわ。」という証言は収穫であった。

たしかに戦前には小杉(メリヤス)は存在したが、戦後には存在しないというのがこの時点での結論である。

文京ふるさと歴史館や図書館で司書さんに相談した。いろいろと資料と一緒に調べてくださったが、昭和7年の金助町所有者氏名に小杉さんはない、小杉合名会社がメリヤス業としては大きく、そこと何らかの関係があるかもしれない、次にメリヤス業界の資料から探していこう、ということになった。

日本橋浜町にある、東京メリヤス卸商組合に電話で相談した。大変丁寧な対応をしてくださり、「小杉産業は明治

創業の大手(現在は倒産)でいろいろ資料があるので調べてみましょう、一度おいでください」とのことでお邪魔した。

あちこち問い合わせさせていただいたが、金助町との関係は分からなかった。沢山の参考資料をいただいた。感謝の気持ちでいっぱいです。

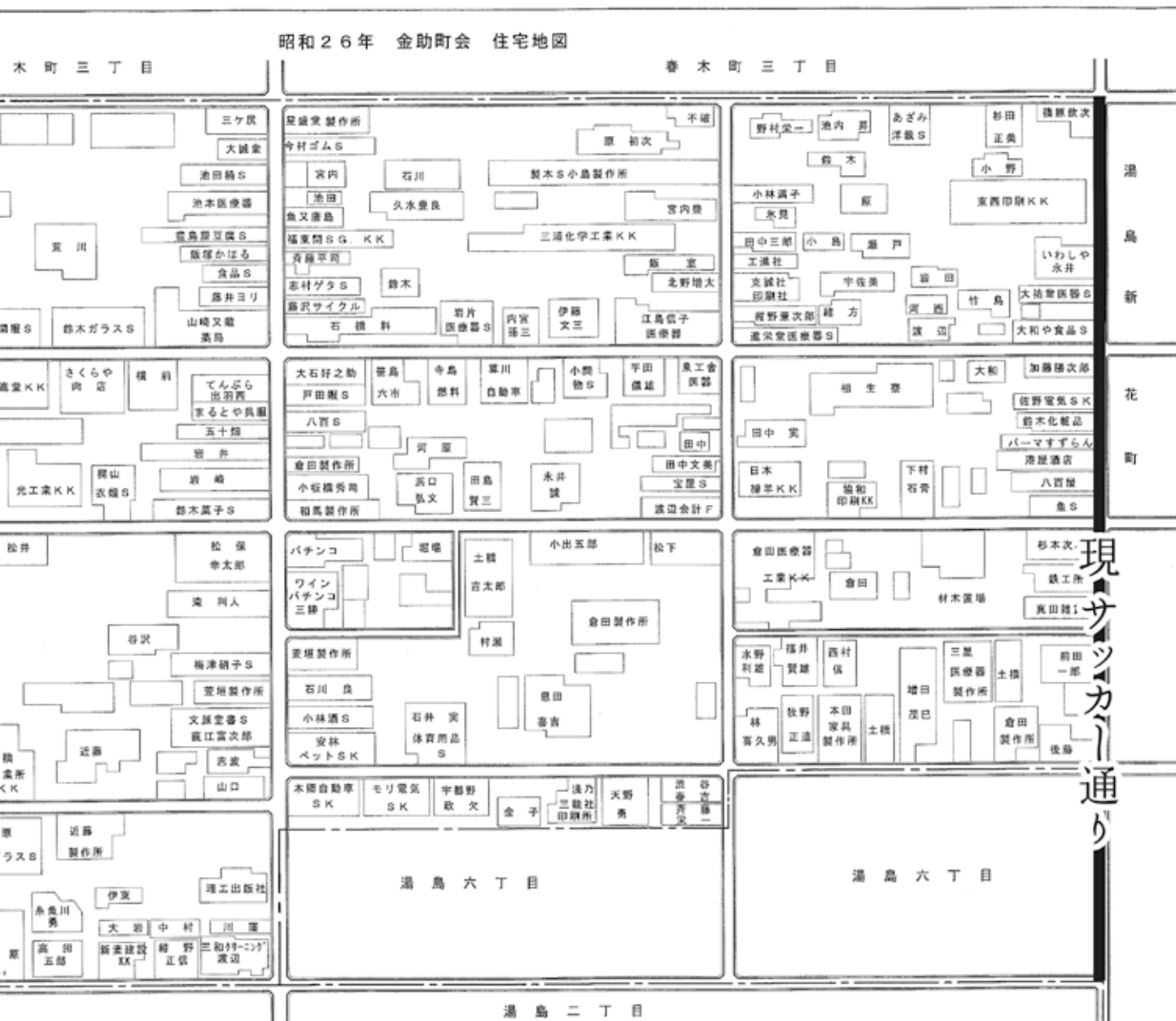
金助町会長の三ヶ尻さん、戦前からの星野さん、戦後からの今村さん、高崎屋の渡辺さんなど多くの方に伺ったがまだ不明のままである。どなたか、小杉(メリヤス)のその後をご存知の方はいらっしゃいませんか?

山本署長に以上のことをご報告したところ、退職後は戸籍その他で詳細に調べ、また皆さんに報告しますとのお言葉をいただいた。

楽しみにしております! (松下 記)

※現在はメリヤスはカタカナ表記が一般的ですが文中のメリヤスの漢字表記は分かりませんでした、ご存知の方は編集部までご一報くだされば幸いです。

(資料:文京ふるさと歴史館)



～法人事業税・個人事業税の減免～

中小企業者向け省エネ促進税制の 対象期間が、延長されました。

【内容】

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。



★対象期間が、1年延長されました。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者※ ※資本金1億円以下の法人、個人事業者
対象設備	次の要件を満たすもの ①温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所において取得されたもの ②省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（蛍光灯照明器具、LED照明器具、LED誘導灯器具★） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム） ★LED誘導灯器具（例：避難口誘導灯等）は、平成25年7月1日以後取得し、減免申請期限までに指定を受けたものが対象となります。
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）平成28年 3月30日★ までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）平成27年 12月31日★ までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 ★対象期間が、1年延長されました。
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている場合は、その延長された日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索

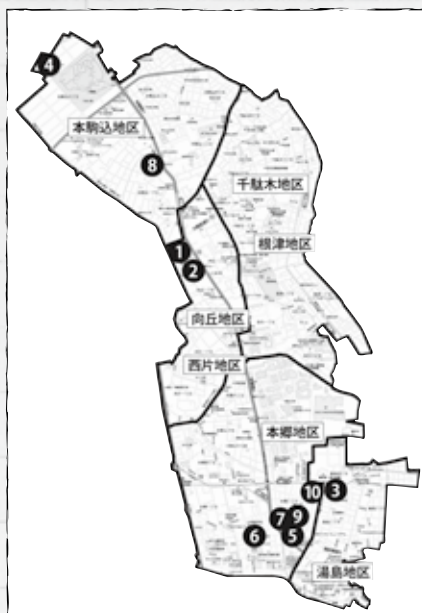
詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - 千代田都税事務所の法人事業税・個人事業税担当係 03-3252-7141(代)
 - 主税局課税部法人課税指導課（法人事業税係） 03-5388-2963
 - 主税局課税部課税指導課（個人事業税係） 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
「地球温暖化対策報告書制度ヘルプデスク」「導入推奨機器申請窓口」 03-5388-3408

事務局だより

新会員のご紹介



① (株)アレックス 向丘1-8-13	5844-2081	印刷物企画・制作業
② (株) iCore 向丘1-14-6-212	6773-2601	WEBデザイン・映像編集
③ (株)OKC経営センター 湯島2-31-24 湯島ベアビル5F	5802-7117	経理代行・経営コンサルティング
④ 旅和 (株) 本駒込6-21-1 ニュータムラトリオビル407	3947-2655	旅行業
⑤ 豊昌 本郷3-5-2	3818-3523	飲食業
⑥ (株)エイティアイ 本郷2-15-11	3811-4154	不動産賃貸業
⑦ ソレイユ ドゥ マタン 本郷3-5-4 朝日中山ビル	6801-8615	フレンチバー
⑧ (同)ルトレープロジェクト 本駒込1-27-10-1403	3944-7448	卸売・小売業・サービス業
⑨ (株)アイエムエイ 本郷3-5-1	6801-5659	飲食業
⑩ 富士エレベーター (株) 本郷3-42-3	5805-1087	製造

法人会会員企業の皆様の為の福利厚生施設をご利用ください。



ラフォーレ倶楽部

●利用対象者

法人会会員企業およびその企業の役員・従業員とその家族。

●利用手続き

①受付

リゾートホテル・シティホテルは利用日の4か月前の1日から、ラフォーレ&松尾ゴルフ倶楽部は3か月前の1日から。

*リゾートホテル、松尾の予約開始日が土・日・祝日の場合、翌平日から。

②予約方法

《電話》各ホテル・ゴルフ場 または ラフォーレ予約ダイヤル* 03-6409-2800
*9:00~17:30。一部サービスは平日のみの受付。

電話予約の際には、「法人会員No.20052-10」・「会員名(一社)東京法人会連合会」・所属法人会番号(2桁)・企業名・利用される方のお名前、連絡先等を申し出てください。

《WEB》<http://www.laforet.co.jp/tohoren/>

「法人会員No.20052-10」「法人パスワード 20052cc」

*初回予約時には利用者登録が必要です。

我社の一言 PR

- ☎ 会社名：iCore
- ☎ 代表者：山中 晃一
- ☎ 所在地：東京都文京区向丘 1-14-6-212
- ☎ TEL：03-6773-2601 ☎ FAX：050-3730-0610
- ☎ URL：http://www.icore.jp/

インターネットを活用したコンサルティング、WEBサイトのデザイン制作を主業務としております。「日本一、お客様を愛する企業になる」「日本一、お客様から愛される企業になる」を理念として、全力でお手伝いをさせていただきます！

☞ INFOMATION

本郷法人会の活動内容をYouTubeにUPしましたのでご覧ください。



編集後記

私たちが、普段気に留めることのない下水道ですが、文京区の下水の大部分が三河島の水再生センターで浄化処理をされ隅田川に放流されています。今、都内の多くの下水道管が経年劣化で補修時期を迎えているそうです。雨水は勿論、私たちの生活排水等、まさに地下の力持ちといったところでしょうか。そんな処理場へ一度見学に訪れてみてはいかがでしょうか。(田邊)

東法連 特定退職金共済制度

従業員のための退職金を
計画的に準備できます。

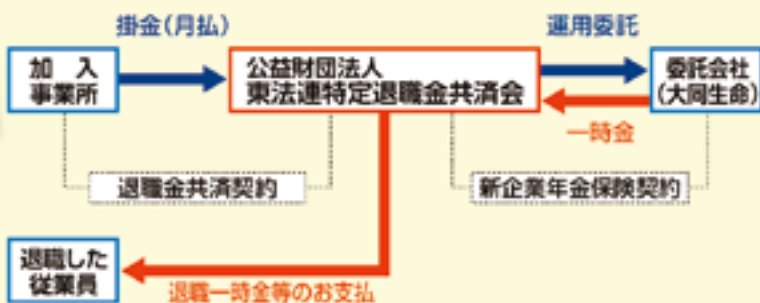
優秀な人材の確保、
定着化に役立ちます。



特退共制度の 5つの魅力

- ① 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
- ② 掛金は全額損金(または必要経費)に算入できます。
- ③ 過去勤務期間の通算の取扱いを利用できます。(新規加入時のみ)
- ④ 中退共(中小企業退職金共済制度)との重複加入が可能です。
- ⑤ 簡単な手続きで加入いただけます。

東法連特退共制度 の仕組み



この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約6千社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

資料請求・お問い合わせは

TTK 公益財団法人東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区坂町13番地4 全法連会館3階
TEL : 03-3357-1641 FAX : 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaikyō.or.jp>